

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○ 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年三月三十一日法律第十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章第二節及び第四節の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 （略）